

障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

計画名	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
概要	障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや必要なサービス見込量及びその見込量を確保するための方策等を定める。	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりや、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの見込量及びその見込量を確保するための方策等を定める。
策定根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 第 88 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
協議会への意見聴取	要（努力義務） 障害者総合支援法第 88 条第 9 項	要（努力義務） 児童福祉法第 33 条の 20 第 9 項
合議制の機関への意見聴取	要（義務） 障害者総合支援法第 88 条第 10 項	要（義務） 児童福祉法第 33 条の 20 第 10 項
計画策定義務化の経緯	平成 18 年 障害者自立支援法成立 【都道府県・市町村】国の基本指針に即した障害福祉計画策定が義務化	平成 28 年 児童福祉法改正 【都道府県・市町村】国の基本指針に即した障害児福祉計画策定が義務化
国の指針等	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針